

東広島市教育委員会定例会（令和5年3月）議事録

1 日 時 令和5年3月23日（木）午後4時0分～午後5時20分

2 出席者

（1）教育長 市場教育長

（2）委員 渡部教育長職務代理者、坂越委員、島本委員、西村委員
欠席：京極委員

（3）事務局 【学校教育部】

江口学校教育部長、武上学校教育部次長兼教育総務課長、井上施設安全調整監、祭田教育調整監、吉岡学事課長、木村指導課長、沖教育総務課情報教育推進室長、石田教育総務課課長補佐兼教育総務係長兼管理係長

【生涯学習部】

岡田生涯学習部長、細谷生涯学習部次長兼生涯学習課長、山本スポーツ振興課長、石井文化課長、戸光青少年育成課長、福永生涯学習課課長補佐兼学習総務係長兼管理係長

（4）書記 奥田主査

3 場 所 北館2階 201会議室

4 議 題

（1）議案事項

議案第3号 東広島市教育委員会教育長事務委任規則の一部改正について

議案第4号 東広島市教育委員会文書事務取扱規程及び東広島市教育委員会教育長専決事項に関する規程の一部改正について

議案第5号 東広島市教育委員会組織規則及び東広島市教育委員会職の設置に関する規則の一部改正について

議案第6号 東広島市学校安全ボランティア表彰要綱及び東広島市教育委員会事務局職務権限規程の一部改正について

議案第7号 東広島市教育委員会公印規則の一部改正について

議案第8号 東広島市立幼稚園管理運営規則の一部改正について

議案第9号 東広島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部改正について

議案第10号 東広島市立学校職員服務規程の一部改正について

議案第11号 東広島市外国語指導助手の任用等に関する規則の一部改正について

議案第12号 学びのキャンパス推進事業における行動計画の策定について

（2）報告事項

報告第15号 令和5年第1回東広島市議会定例会について

報告第16号 令和5年度予算特別委員会について

報告第17号 GIGAスクール推進に係る本年度の取組みと結果及び来年度の主な取組みについて

報告第18号 令和5年度子供の読書活動優秀実践図書館に対する文部科学大臣表彰について

報告第19号 西条の酒造施設群の史跡指定申請について

(3) その他

ア 訴訟上の和解の成立について

イ 令和4年度末県費負担教職員辞・退職者辞令交付式及び令和5年度県費負担教職員辞令交付式について

ウ 東広島の黎明展・コレクション展第1期の開催について

エ 次回教育委員会定例会の日程について

オ スクールバス車内への児童の置き去りについて

開会 午後4時0分

- 市場教育長：それでは、定足数に達していますので、令和5年3月の教育委員会定例会を開会いたします。

本日の議事録署名委員は、渡部教育長職務代理者と西村委員でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議の進行でございますが、全て公開で行いたいと思います。

委員の皆さんの意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

それでは、全て公開することを決定します。

本日の傍聴希望はありますか。

- 武上学校教育部長次長兼教育総務課長：傍聴希望がございます。

- 市場教育長：分かりました。

それでは、教育委員会傍聴人規則の注意事項を遵守していただくことを条件に、傍聴を許可いたします。

暫時休憩いたします。

(休憩)

- 市場教育長：再開いたします。

議案第3号 東広島市教育委員会教育長事務委任規則の一部改正について

議案第4号 東広島市教育委員会文書事務取扱規程及び東広島市教育委員会教育長専決事項に関する規程の一部改正について

- 市場教育長：それでは、議案事項からですが、議案第3号東広島市教育委員会教育長事務委任規則の一部改正について及び議案第4号東広島市教育委員会文書事務取扱規程及び東広島市教育委員会教育長専決事項に関する規程の一部改正について、2件の議案を議題といたします。

一括して議案の説明をお願いいたします。

- 武上学校教育部長次長兼教育総務課長：1ページをお願いいたします。

議案第3号についてご説明いたします。

1の提案の理由ですが、現在、我が国の個人情報保護制度は、民間事業者を対象とした個人情報の保護に関する法律、国の行政機関を対象とした行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、そして独立行政法人を対象とした独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の3本の法律と各地方自治体が定める条例によって運用されていますが、例えば公的部門と民間部門とで個人情報の定義が異なったり、地方公共団体ごとに個人情報保護に関するルールが異なったりする等の課題がございました。

このような中、国におきまして、昨今の社会全体のデジタル化に対応した個人情報保護とデータ流通の両立の要請を踏まえ、こうした課題を解決するため、これら3本の法律を個人情報の保護に関する法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを定めることとなりました。

これに伴いまして、本市では、本年第1回市議会定例会の議決を経て、東広島市個人情報保護条例が廃止され、新たに個人情報の開示請求の手数料等について定める東広島市個人情報の保護に関する法律施行条例が制定されたことから、所要の規定の整理を行うため、この議案を提出するものでございます。

3の施行期日は、本年4月1日です。

改正の内容ですが、4ページをお願いいたします。

現在、東広島市個人情報保護条例に規定しております個人情報の保護に係る教育委員会の権限に関する事項が統合後の法律に規定されることに伴い、新旧対照表のとおり、規則で引用している規定の整理を行うものでございます。

5ページをお願いいたします。

続きまして、議案第4号でございますが、内容につきましては先ほどご説明いたしました議案第3号と同様ですので、説明は省略させていただきます。

改正の内容は、8ページのとおりでございます。

説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○ 市場教育長：ありがとうございました。

ただいまの議案第3号及び議案第4号の規則等の一部改正についてご意見、ご質問があればお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、2件の議案については1件ずつ採決いたします。

まず、議案第3号東広島市教育委員会教育長事務委任規則の一部改正について、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

それでは、提案のとおり決定いたします。

次に、議案第4号東広島市教育委員会文書事務取扱規程及び東広島市教育委員会教育長専決事項に関する規程の一部改正について、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

それでは、提案のとおり決定いたします。

議案第 5 号 東広島市教育委員会組織規則及び東広島市教育委員会職の設置に関する規則
の一部改正について

議案第 6 号 東広島市学校安全ボランティア表彰要綱及び東広島市教育委員会事務局職務
権限規程の一部改正について

- 市場教育長：次に、議案第 5 号東広島市教育委員会組織規則及び東広島市教育委員会職の設置に関する規則の一部改正について及び議案第 6 号東広島市学校安全ボランティア表彰要綱及び東広島市教育委員会事務局職務権限規程の一部改正について、2 件の議案を議題といたします。

一括して議案の説明をお願いいたします。

- 武上学校教育部次長兼教育総務課長：9 ページをお願いいたします。

議案第 5 号について説明いたします。

1 の提案の理由ですが、令和 5 年 4 月 1 日付の組織体制の見直しに係る規定の整備を行うため、この議案を提出するものでございます。

2 の改正案ですが、G I G A スクール構想推進の 3 年目を迎えるに当たり、I C T 環境の整備から学校での授業等における I C T の利活用にシフトし、取組を加速するために情報教育推進室を教育総務課から指導課に移管し、今後、生涯学習課が文化芸術、スポーツ、青少年育成の全ての学びを統括し、部内の事業の企画運営を図る体制とするため、同課の学習総務係を地域の学びの企画係に変更し、文化芸術、スポーツ、青少年の健全な育成、その他生涯学習に関する全ての活動に係る事業の統括、及び部の事業の企画運営に関することを分掌させ、教育内容と I C T 利活用のさらなる連携、充実を図るため、新たに指導課と学校支援センターを統括する教育監の職を設置して部長、理事の次の職位に位置づけ、専門職員を継続雇用することにより、長期的、継続的な事業展開を可能とすることを目的に東広島教育文化振興事業団が美術館学芸員を採用することに伴い、美術館長及び学芸員の職を廃止し、その他所要の規定の整理を行うものでございます。

3 の施行期日は、本年 4 月 1 日でございます。

15 ページをお願いいたします。

続きまして、議案第 6 号についてご説明いたします。

1 の提案の理由ですが、先ほどご説明いたしました教育監の職の設置に伴いその職務権限を定めるとともに、所要の規定の整理を行うため、この議案を提出するものでございます。

3 の施行期日は、本年 4 月 1 日でございます。

改正の内容ですが、19 ページをお願いいたします。

下段の新旧対照表、第 7 条の 2 にございますとおり、教育監の職務権限を定めるとともに、代理決裁の順位など、所要の規定の整理を行うものでございます。

説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

- 市場教育長：ありがとうございました。

ただいまの議案第5号及び議案第6号の規則等の一部改正についてご意見、ご質問があればお願いいたします。

それでは、2件の議案につきまして1件ずつ採決いたします。

まず、議案第5号東広島市教育委員会組織規則及び東広島市教育委員会職の設置に関する規則の一部改正について、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

それでは、提案のとおり決定いたします。

次に、議案第6号東広島市学校安全ボランティア表彰要綱及び東広島市教育委員会事務局職務権限規程の一部改正について、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

それでは、提案のとおり決定いたします。

議案第7号 東広島市教育委員会公印規則の一部改正について

議案第8号 東広島市立幼稚園管理運営規則の一部改正について

- 市場教育長：次に、議案第7号東広島市教育委員会公印規則の一部改正について及び議案第8号東広島市立幼稚園管理運営規則の一部改正について、2件の議案を議題といたします。

一括して議案の説明をお願いいたします。

- 武上学校教育部長兼教育総務課長：21ページをお願いいたします。

議案第7号についてご説明いたします。

1の提案理由でございますが、東広島市立八本松中央幼稚園の廃止等に伴う所要の規定の整理を行うため、この議案を提出するものでございます。

3の施行期日は、本年4月1日でございます。

改正の内容ですが、28ページをお願いいたします。

新旧対照表にございますとおり、八本松中央幼稚園の園長印及び幼稚園印を廃止するとともに、29ページをお願いいたします。電子決裁の活用の促進の観点から、公印持ち出し承認申請書等の決裁欄を廃止するものでございます。

32ページをお願いいたします。

続きまして、議案第8号についてご説明いたします。

提案理由及び施行期日につきましては、先ほどご説明いたしました議案第7号と同様ですので、省略いたします。

改正の内容でございますが、34ページをお願いいたします。

新旧対照表にございますとおり、八本松中央幼稚園の定員に関する規定を削除するとともに、幼稚園教育要領の根拠規定の整理を行うものでございます。

説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

- 市場教育長：ありがとうございました。

ただいまの議案第7号及び議案第8号の規則の一部改正についてご意見、ご質問があればお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、2件の議案につきまして1件ずつ採決いたします。

まず、議案第7号東広島市教育委員会公印規則の一部改正について、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

それでは、提案のとおり決定いたします。

次に、議案第8号東広島市立幼稚園管理運営規則の一部改正について、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

それでは、提案のとおり決定いたします。

議案第9号 東広島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部改正について

- 市場教育長：次に、議案第9号東広島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部改正についてを議題といたします。

議案の説明をお願いいたします。

- 吉岡学事課長：それでは、35ページをご覧ください。

議案第9号についてです。

提案理由は、就学予定者または学齢児童もしくは学齢生徒の保護者に送付する入学期日及び学校指定通知書の記載内容の変更とその所要の規定の整理を行うため、この議案を提出するものでございます。

改正案についてです。

1点目は、性的少数者への配慮の観点から、保護者に送付する入学期日及び学校指定通知書の性別の記載欄を削除するものです。

2つ目といたしまして、38ページをご覧ください。

この38ページの入学児童生徒通知書の欄の右の備考欄から2番目の上側、「転入前の学校」の「転入」を削除いたしまして「前の学校」としております。この理由といたしまして、外国籍児童・生徒は転入扱いではなくて編入扱いというものになりますので、転入、編入どちらでも対応可能とするためにこのように変更しております。本市では、ここ数年、外国籍児童・生徒の編入が増加しておりますので、事務の効率化の観点から変更するものでございます。

施行期日は、令和5年4月1日です。

説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

- 市場教育長：ありがとうございました。

ただいまの議案第9号東広島市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部改正についてご意見、ご質問があればお願いいたします。

よろしいですか。

なければ、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

それでは、提案のとおり決定いたします。

議案第10号 東広島市立学校職員服務規程の一部改正について

- 市場教育長：次に、議案第10号東広島市立学校職員服務規程の一部改正についてを議題といたします。

議案の説明をお願いいたします。

- 吉岡学事課長：続きまして、41ページをご覧ください。

議案第10号についてです。

提案理由は、地方公務員法の一部改正により、地方公務員の定年年齢が段階的に引き上げられ、定年前再任用制度が導入されることに伴いまして所要の規定の整理を行うため、この議案を提出するものでございます。

43ページの新旧対照表の下線部をご覧ください。

定年前再任用制度が導入されることに伴って、再任用短時間勤務職員という名称を定年前再任用短時間勤務職員に改めるものでございます。

施行期日は、令和5年4月1日からとしております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

- 市場教育長：ありがとうございました。

ただいまの議案第10号東広島市立学校職員服務規程の一部改正についてご意見、ご質問があればお願いいたします。

- 坂越委員：この定年前再任用というのは中身がどういうことになるのか教えてください。

- 吉岡学事課長：これまで定年退職をされた後に、常勤勤務ではなくフルタイムで勤務される方がいらっしゃったんですが、短時間勤務でというのはハーフの扱いになります。それが定年前は、例えば60歳で一旦定年になるんですが、これが61歳に引き上げられて、そこから短時間でハーフになった場合は61歳が定年になるんですが、その前でもうハーフを希望する方については定年前再任用短時間勤務職員という扱いの名称に変わるというものです。

- 坂越委員：ありがとうございます。

- 市場教育長：よろしいでしょうか。

ほかにありませんか。

なければ、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

それでは、提案のとおり決定いたします。

議案第11号 東広島市外国語指導助手の任用等に関する規則の一部改正について

- 市場教育長：次に、議案第11号東広島市外国語指導助手の任用等に関する規則の一部改正についてを議題といたします。

議案の説明をお願いいたします。

- 木村指導課長：44ページをご覧ください。

東広島市外国語指導助手の任用等に関する規則の一部改正についてです。

J E Tプログラムによる外国語指導助手については、勤務要件等を全国一律にす

るため、毎年度末に一般財団法人自治体国際化協会から外国語指導助手に関する規則の改正案が提示されています。本市におきましても、この案に基づき規則の一部改正を行うものでございます。

具体的な改正内容については、46ページの新旧対照表をご覧ください。

改正内容は、第14条第1項の中に第17号として、外国語指導助手が骨髄移植等のための骨髄または末梢血幹細胞の提供に必要な検査、入院等をする場合の特別休暇が新設されたものです。

説明は以上でございます。

○ 市場教育長：ありがとうございました。

ただいまの議案第11号東広島市外国語指導助手の任用等に関する規則の一部改正についてご意見、ご質問があればお願いいたします。

よろしいですか。

なければ、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

それでは、提案のとおり決定いたします。

議案第12号 学びのキャンパス推進事業における行動計画の策定について

○ 市場教育長：次に、議案第12号学びのキャンパス推進事業における行動計画の策定についてを議題といたします。

議案の説明をお願いいたします。

○ 細谷生涯学習部次長兼生涯学習課長：47ページをお願いいたします。

学びのキャンパス推進事業における行動計画につきましては、一昨年の構想決定以降、素案策定などで随時ご報告させていただいたところですが、このたび最終案を策定いたしましたので、この議案を提出するものでございます。

48ページをお願いします。

東広島市社会教育委員会議の答申書でございますが、この最終案の策定に際しまして各分野に係る審議会への答申を受け、資料54ページまで答申書を添付しております。それぞれ指摘事項を修正させていただき、この計画案を策定しております。

別冊資料、概要版をお願いいたします。

学びのキャンパス推進事業における行動計画の策定についてと記載してあるものですが、まず計画案の策定までの経緯等でございます。

項番1のとおり、一昨年の構想決定から教育委員会議、市議会ほか関係会議を経て本日議案の提出に至っております。また、1月にご報告させていただきましたとおり、項番2のパブリックコメントを実施し、項番3のとおり、先ほど申し上げました関係する審議会等に諮問し、修正事項などを答申いただき、計画案を策定したところでございます。

それでは、計画案の説明をさせていただきます。

本日は、時間の都合上、概要版の資料で主な部分について説明させていただきます。

すので、よろしくお願いいたします。

1枚めくっていただきまして、概要版と記載の資料をお願いします。

この資料は説明用に加工したもので、①など番号や枠囲いを記載し、加工させていただいております。正式には外させていただきますので、ご了承ください。

次のページ、1ページをお願いいたします。

①将来像・戦略目標は、学びと実践の好循環とし、右の図のとおり、生涯学習、文化芸術、スポーツなどの学びを通じて地域福祉や地域づくりの面で様々なつながりが持てるような好循環を育み、地域共生社会の実現を目指すことを基本方針いたします。

②で、行動目標の範囲は、主として行政が推進する生涯学習の各分野を施策の対象とし、民間が主催する学習と連携を図り、学びを推進いたします。

項番4、事業の概要は、③のとおり、環境づくりは施設の特徴化、聖地化を行うこと、推進の場は地域センターに加えて学校を核とした学びの場を推進すること、支援戦略として講座運営の弱点分野の対策や戦略分野の重点化を行うこと、専門体制として教育文化振興事業団の体制を強化することとしております。

2ページをお願いします。

項番5、戦略で、まず学びの講座の戦略は、基本的な講座に加え、今回実施した調査から社会問題などの学びが弱点であることから、④の7つの分野を戦略として重点化することとし、関係部局との連携により推進してまいります。

世代戦略として、⑤の強化すべき世代の戦略で、特に青少年の生涯学習活動の活発化に向け、地域活動への参画など、異年齢交流や多世代交流を体験し、社会性や豊かな人間性を育むことができるよう推進してまいります。

⑥地域戦略では、第5次総合計画における地域別計画の実現に向け作成された地域別アクションプログラムに沿って、地域の特性により生涯学習施設の特徴化を図ります。対象施設は、⑦の生涯学習センターなどのホール機能、図書館、博物館、スポーツ施設としております。戦略の概要については後ほどご説明いたします。

次に、⑧で、これらの戦略を推進するため、今後は学びの専門機関、実施機関として、教育文化振興事業団が各施設の管理運営から生涯学習活動の振興まで総括的に実行することを目指し、その体制の強化を行うことといたします。

3ページをお願いいたします。

特徴化の概要でございます。

まず、⑨劇場型ホールですが、本市の活動発表拠点となる公立の芸術ホールは芸術文化ホールくららをはじめ5つのホールがありますが、くららの拠点性の位置づけを再確認し、ほかの4つのホールの方向性を整理しております。⑩のとおり、地域センターのホールは劇場型ホールではないため、個別の特徴化に関する記載はしていませんが、学びや地域活動の拠点として活用することとします。

それぞれのホールの特徴化については、まず⑪市民文化センターは国際交流機能もあり、和 문화に触れられるプログラムなどを、⑫黒瀬生涯学習センターは本格的

なホール設備を有しており、舞台芸術作品などの公演や、地域センターのない黒瀬町においてDXを活用した学びの拠点施設として、⑬豊栄生涯学習センターは地域の芸術文化活動や音楽、演劇の育成など、⑭安芸津生涯学習センターは地域で活発な活動をされている文化連盟と連携し、劇団活動や地域伝統の和歌などを主な活用内容として特徴化し、利活用を推進してまいります。

4 ページをお願いいたします。

⑮図書館の特徴化でございます。

各図書館では、基本的な機能の整備に加え各地区の地域館を特徴化し、地域の知的資源を生かし、地域外からの交流も促進することとし、例えば⑯豊栄図書館では地域特性の一つであるオオサンショウウオや自然共生を特徴テーマとし、河内こども図書館は従前から取り組んでいる子供の読書活動を推進する図書館など、地域特性に応じたテーマで特徴化を進めてまいります。

また、組織機構の強化として、中央図書館を拠点館として各地域館では、特に⑰サンスクエア図書館と現在整備を進めている西高屋駅の図書館についてはセルフ貸出機など、窓口サービスの電子化などで利便性を図り、⑲移動図書館では小・中学校へ学習資料として図書の配送や大学図書館との相互連携、また移動図書館車による各所へのアウトリーチサービスの推進、また⑳の電子図書館の充実を図るなどの利便性の向上を図るとともに、電子化による事務効率化により、㉑のとおり、図書館の重要な機能の一つであるレファレンスサービスの充実を図ってまいります。

5 ページをお願いいたします。

美術館等も含めた博物館の方針でございます。

各地域で図書館とも連携した取組を行うこととし、㉒で、西条、八本松町等の中部地域では大学の資源とも連携し、酒蔵通りに郷土史資料館の整備を検討し、拠点化を図ってまいります。㉓の北部地域では新文化財センターの展示施設を充実させ、広島大学総合博物館サテライト館と連携して拠点化を図り、㉔の南部地域では安芸津歴史民俗資料館を整備し、海文化展示の特徴化、拠点化を図ってまいります。

6 ページをお願いいたします。

本市の特性として、㉕、㉖の図のとおり、7つの基本特性がございますので、先ほど申しました北部、中部、南部地域での拠点施設の整備を行い、文化財の収蔵、展示の集約化と3つのエリアでの特徴化を進め、それぞれのエリアで関係施設等との連携を深めながら全市的な交流へ拡大を図ってまいります。

7 ページをお願いいたします。

㉗スポーツ施設の特徴化でございます。

取組の4つの方向性として、㉘のいつでもスポーツ、どこでもスポーツ、誰でもスポーツ、地域でスポーツとし、㉙で、従前の競技スポーツの振興から現在は健康体操やウォーキング、ニュースポーツなど、健康の保持増進も含めた生涯スポーツもスポーツ振興の範囲となっており、地域においてスポーツの振興を行うことが不

可欠でありますので、スポーツの裾野を広げていくことが必要なため、健康づくりの戦略としてスポーツの魅力づくりと地域でのスポーツの普及促進の両面から取組を行ってまいります。

また、生涯スポーツ振興のため、㉨で、誰でもスポーツとして、ニュースポーツやパラスポーツ等の普及促進による健康づくりを推進いたします。

8 ページをお願いいたします。

㉣の施設の特徴化、聖地化でございます。

㉣で、既存施設の特徴化、聖地化では、特定のスポーツに必要な専用器具や備品を配備し、大会開催等の事前予約を可能とするなどのインセンティブを与え、㉣で、廃校施設の活用では、コスト等を踏まえ、利用に供することができる期間、最大限活用することとし、市民全体が専有的に利用できるものとします。

現在、㉣のとおり、既存施設では4つの施設を特定スポーツの聖地として位置づけることとしており、㉣のとおり、活動が活発で専用施設の少ない柔道や剣道、レスリングなどは施設の利用方法なども検討してまいります。㉣の廃校施設の活用では、2校をペタンクと卓球の聖地と位置づけ、今後他の廃校施設や既存施設についても引き続き特徴化、聖地化の検討を行ってまいります。

9 ページをお願いいたします。

生涯学習の長期的・継続的振興のための体制強化方針でございます。

生涯学習の長期的、継続的な振興には専門職員による継続的な推進が必要なため、体制強化として、専門機関である教育文化振興事業団の強化を行う方針で、㉣で示す4つの部門で強化を図ることとしております。

11ページをお願いします。

各部門の強化の考え方についてでございます。

学び・文化活動では、まず㉣の生涯学習推進体制について、学習圏は従来の3次学習圏構想でしたが、新たな施設の整備が困難なことから町単位の2次学習圏部分の構想をなくし、地域センターを中心として推進してまいります。現行の生涯学習センター等での生涯学習推進員による学びの相談活動は継続しつつ、固定配置ではなく地域の必要に応じて集中的に伴走型で支援が行えるよう検討してまいります。

これまで㉣のとおり、センターの貸館受付までを生涯学習推進員が担っておりましたが、将来的には学びの推進業務と貸館受付業務を分け、専門的に学びを推進できるよう体制を整える方針でございます。

㉣で、スケジュールは、庁内関係部門や事業団との調整後、事業着手初年度で生涯学習推進員等の採用や生涯学習センターの指定管理の準備、翌年度で推進員等の採用による体制強化と併せ、生涯学習センターの指定管理を行いながら学びの推進を進める計画でございます。

12ページをお願いいたします。

スポーツ活動では、現在㉣のとおり、スポーツ振興及びスポーツを通して行う健

康づくりに関し、地域での指導者としてスポーツ推進委員やコミュニティ健康運動パートナーが取り組み、また事業団には各種業務委託を行っておりますが、⑫のとおり、今後は事業団を市のスポーツ振興の企画、実施機関と位置づけ、スポーツ振興に携わる専門職員を継続的に雇用し、コミュニティ健康運動パートナー等のスキル向上も進めるなど、スポーツ振興について市との協働関係を構築してまいります。

13ページをお願いいたします。

事業団の専門職員の継続的な雇用について、庁内調整や採用計画立案後、⑬のスケジュールで進めてまいります。

体制強化方針としましては、現行のいつでも、どこでも、誰でも、地域でスポーツの実現のためのスポーツ推進計画の取組を継続しつつ、⑭のスポーツの魅力づくり、地域単位のスポーツの普及促進の取組の柱とし、具体的には⑮で、魅力づくりとして、トップアスリート等による市民参加型の魅力あるスポーツの提供活動や、スポーツによる健康づくりの取組が日常化するよう、スポーツ推進委員等により地域で普及活動に積極的に取り組むこととし、その取組は全市一律ではなくても地域の特徴に応じ、地域別に振興を図ってまいりたいと考えております。

14ページをお願いします。

美術館学芸員については、美術館の運営を継続的、長期的に安定して行うため、⑯に記載のとおり、館長、学芸員3名と正規職員1名を採用することとしております。

15ページをお願いします。

採用状況としましては、既に事業団職員としての採用手続を始めており、⑰のとおり、館長、学芸職員2名、事務職員1名が内定済みで、令和5年4月から事業団で館長と学芸員、事務職員を雇い入れ、翌年度以降の学芸業務体制を整えることとし、将来的には新文化財センター等との学芸業務の人事交流を検討してまいります。

16ページをお願いします。

歴史・文化財関係で、文化財学術専門職員でございます。

現在、市の実務経験者は、⑲のとおり、50歳代の職員が多数となっており、今後も新たな専門職員の採用見込みはなく、このままでは専門職員と経験のある職員の確保が困難になってまいります。現在、市内の開発意欲は高く、文化財の保存と開発の調整に係る業務は増え、専門職員の確保が課題となっており、事業団に文化財の専門人材を確保することで安定化を図ってまいります。

下の表、市の職員と事業団との事業の進め方でございますが、新たに専門職員を確保してもノウハウがないまま業務を行うことはできませんので、⑳で、まずは事業団から市に出向し、2年程度の実務経験を積み、㉑で、今度は市職員が事業団に出向し、市の施設の指定管理等も行ってまいりたいと考えております。

17ページをお願いいたします。

3のスケジュールでございますが、一度に多くの専門人材を確保することはできませんので、2から3年ごとに事業団で文化財学術知識を有する職員を採用する計画でございます。⑤③で、その職員の業務としましては、埋蔵文化財関係の業務と、令和7年度に開館予定の新文化財センターの展示公開施設の学芸業務を担当することとしております。

最後に、文化財の指定登録件数、埋蔵文化財協議等の件数でございますが、⑤④のとおり、開発や整備、災害復旧など、土地の形質を変更する行為に事前確認が必要で、本市では平成30年から毎年事前協議の件数は増加しており、体制整備が喫緊の課題となっている状況でございます。

簡単でございますが、学びのキャンパス推進事業における行動計画の概要については以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

- 市場教育長：ありがとうございます。

ただいまの議案第12号学びのキャンパス推進事業における行動計画の策定についてご意見、ご質問があればお願いいたします。

- 坂越委員：こんなに広範で大部なものをまとめられて本当にありがとうございます。

少し気になるところがあります。概要版の2ページの7つの戦略の中で、ここの円のところに主体的教育という言葉が出てくるんです。本編の55ページでは主体性教育という言葉になっているんですけども、主体性教育というとこれは意味が違ってくるんです。この55ページの中身を読んだら主体的な学びが普通だと思うんですが、ここが誤解される可能性があるので、修正は間に合いますか。

- 細谷生涯学習部次長兼生涯学習課長：まだ間に合います。
- 坂越委員：主体的学習とか主体的な学びのほうがいいと思います。
- 細谷生涯学習部次長兼生涯学習課長：はい、そのようにします。主体的な学びということで、修正をします。

- 市場教育長：また修正して、よろしくお願いいたします。

- 渡部教育長職務代理者：仙石庭園の話がありましたね。5ページの22のところですが、ここはいろんな施設をこういう、学びの場として入れるということですが、仙石庭園はどちらかというと、企業じゃないけれども、市の施設でもないですね。ということは、こういう民間の力を入れて、それを活用するという方針は大変いいことだと思いますが、基本的な考え方はそういうことでよろしいのですか。

- 岡田生涯学習部長：おっしゃるとおり、ここには市の施設と大学の施設と民間の施設に分かれますが、仙石庭園は国の認定する登録博物館としては市では1号になります。美術館が2号になりますので、民間の博物館であれば特に登録博物館として公益性の高いものですので、それを入れております。

ただ、おっしゃいますとおり、民間を使った施設での学習というような形で連携を取っていくという意味で、施設を支援するわけではないんですが、施設の活用という面で連携していくという形で考えています。

- 渡部教育長職務代理者：分かりました。ありがとうございました。

もう一つ、スポーツ推進委員、コミュニティ健康運動パートナーについてです。このスポーツ推進委員は、全国的な公的立場ですが、コミュニティ健康運動パートナーは本市が独自に設けているものですから、ここにはちょっと違いがあるんじゃないかと。業務分担ということで、スポーツ推進委員はこれとこれだよという、それからコミュニティ健康運動パートナーがスポーツ推進の仕事もするよというような説明があったんだけど、果たしてそれでいいのかと思っています。

役割分担が、ここでは12ページのところの41でございますけども、スポーツ推進委員は、どちらかというスポーツ行事だとか、そういう特定の種目に対して地域で活躍するというイメージだったんです。もう一つの、コミュニティ健康運動パートナーは、特定のスポーツを指導するというよりも健康促進のために、例えばウォーキングや健康体操など、そういうようなイメージが強いんですけども、その役割分担はどのようにお考えでしょうか。

- 岡田生涯学習部長：こちらにつきましては、概要版の7ページを少しご覧いただければと思います。

7ページの上で赤丸27番をつけていますところの右側に、特に枠で囲ってない地域のスポーツ振興っていう図があると思います。この地域のスポーツ振興の中で、スポーツ推進委員、ここに小学校区を一つの起点として小学校区ごとに推進委員を置いておりますので、おっしゃいますとおり、その推進委員を市の委嘱する委員として小学校区ごとのスポーツを普及するという役割を持っています。

一方で、コミュニティ健康運動パートナーっていうのは、おっしゃいますとおり、特にそういう市の職員っていうのではなく協力をしていただけるパートナーですので、地域の通いの場っていうところに出ていっていただいて地域づくりのお手伝いをしていくようなイメージで振り分けて考えています。

- 渡部教育長職務代理者：地域の通いの場とかそういう公共の活動に参加するわけですけども、この場合は何か手当というか、交通費のような、そういうことは考えていらっしゃるんですか。

- 岡田生涯学習部長：現時点でコミュニティ健康運動パートナーに対しての報酬は出ておりません。ただ、将来的には、大学生の活用でもボランティアから報酬へという時代になっておりますので、そのあたりは検討の余地があると思います。

- 渡部教育長職務代理者：当面それは考えてないんですか。

- 岡田生涯学習部長：来年度予算ではまだ取ってないです。

- 渡部教育長職務代理者：そうですか。それは大事なことだと思います。

最近の広報で、今年度は50名を募集するとありました。その方々が意欲を持って地域に出て、地域の活動に、健康づくりのために頑張ろうという、モチベーションが上がるような、そういう対応をしていただければと思います。

- 市場教育長：ほかにありませんか。

- 島本委員：中学校の部活動というのはこの行動計画の中には入っていないのですか。

- 岡田生涯学習部長：部活動の地域移行についても、今後検討していかないといけない大きな視点の一つだと考えています。
資料でいいますと概要版の2ページになりますけども、上に、⑦番のところの横に部活の地域移行にも対応ということで書いておりまして、世代としては青少年が戦略的部分に当たりますし、それを地域で、それぞれの考え方があると思いますので、学校教育部と連携を取りながら、この部活の地域移行について、地域の力をどのように使っていけるかというところを研究して行っていきたいと思います。
- 島本委員：今回のこのことで、必ず入れなさいとか、こういうことを加味したという話ではないのですか。
- 岡田生涯学習部長：そこまで数的なところまでは計画してないです。
- 市場教育長：ほかにありませんか。
- 渡部教育長職務代理者：もう決まっているのかもしれませんが、各学校の体育館が空いている、そこを使うという計画ですよ。既に配置が決まっているんでしょうか。
- 山本スポーツ振興課長：特にそういった配置というのは決めていないのですが、廃校施設を競技スポーツの何かに指定するということを、全てではないんですが、決めている箇所はございます。
- 渡部教育長職務代理者：こういう計画が粛々と進んでいるわけで、いずれは自分のスポーツ種目はどの場所に行くんだろうとか、どの種目と協力、一緒になるんだろうなど、聖地化という言葉がありますので、皆さん心配というか、考える時期だと思うんですが、その辺を聞かせてください。
- 山本スポーツ振興課長：今言われました聖地化についてですが、聖地化した施設ということにはなるんですけども、競技スポーツのみを行うわけではございません。一応、このスポーツに特化して備品の整備でありますとか、そのスポーツをするのであればその施設を使うときに優先的に予約ができるというようなインセンティブといいますか、メリットがあります。ただ、その施設が空いているときにはその競技スポーツ以外のものでも使っていただける、市民のどなたでも使っていただけるという形で考えておりますので。そのスポーツをやるに当たって、そこで必ずやらないといけないという内容では考えておりません。基本的に空いているときは他のスポーツで使っていただいても構わないという形で考えております。
- 岡田生涯学習部長：概要版の8ページのところをご覧いただきたいんですけど、少し先ほどの説明と重複するかもしれないんですが、職務代理者がおっしゃいましたように、市内にはいろんな施設がございます。この絵の㊸番の横にありますように、既存で既に使っている施設の中には当然、今実際に学校の中にある学校開放施設の体育館もあります。右側のほうは、既に廃校になって使っていない施設になります。主に聖地化するのはこの廃校のほうを考えています。というのが、通常の学校の施設は、昼間は学校優先ですし、それから夜の活用についても何か特定のスポーツに特化するというのは、地域の方が地域で交代交代で使っていますので、優先的

に使うっていうことは難しいと思っています。

左側の既存の施設でも、例えば黒瀬の多目的グラウンドであれば、ほとんど今サッカーで使っております。それから、福富の多目的グラウンドは、ほとんどソフトボールに使っております。地域の方、市民の方が現在の利用でもほとんど専有的に使っているのであればそのスポーツを優先的にすることは理解が得られるだろうとなるんですけども、先ほどおっしゃいました通常の学校施設を聖地化というのはまだ難しいと思いますので。部活の地域移行をする中で、地域の方が一定のスポーツに対して、ここの体育館を使って部活をしたい、していきたいっていう話があったときに学校と調整をしてからそこを使うということはあるかもしれませんが、今言えるのは、既存の施設は専有的に使っている施設、廃校施設はそこに特徴的な聖地にする、このような考えています。

○ 渡部教育長職務代理者：ありがとうございました。

一つの傾向として、最近オリンピックでも小学生の高学年とか中学生でも一流の、メダルを狙うことになっています。その年代は、スキルを身につければ、むしろ大学生よりもはるかに競技力を高めることができるわけです。そうなってくると、トップアスリート育成の考え方の影響というのも大きいと思います。多くの一般の子供たちが、様々なスポーツに主体的に参加できるような、配慮が必要じゃないかと思いました。

また、運動機能だとか体力の測定のセンター、これは黒瀬のB&Gですが、よくあるのは、「体力テストをしました」とか「やってよかったね」というだけで終わってしまうことが結構多いです。ぜひデータのフィードバックをいかにするかを、選手を含めて中高齢者についても運動機能のテストの結果から、どういう運動をしたほうがいいのかなど非常に大切なことなので、その辺はぜひ配慮していただきたいと思います。

○ 岡田生涯学習部長：おっしゃった後段の黒瀬の分につきましては、実際に黒瀬のB&Gを測定の聖地としていこうと考えていましたが、黒瀬のB&Gは教育文化振興事業団の常勤職員がいるんです。そこでいえば、スポーツに対しての指導も継続的にできればということで、単に市民の方が測るだけじゃなくて、職務代理者がおっしゃられますのが、今後のその人への指導も含めてやっていくということを考えていきたいと思っています。

前段の若者のトップアスリートについては、この学びのキャンパスの中ではまだそこまで若年層に特化したスポーツの推進までは入れておりません。それは今後そういうことが出てきたときに、ある程度そうなったときには公共施設よりも民間のスポーツクラブとかがかなり重要になってくると思うんですけども、残念ながらこの計画の中で民間施設の把握というところまではできなかったんです。それは、また今後の行動計画の見直しの際に考えていく課題だとお答えさせていただきます。ありがとうございます。

○ 渡部教育長職務代理者：ありがとうございました。

- 西村委員：話が元に戻るかもしれないですけども、7ページ目の上のほう、地域のスポーツ振興ということで、スポーツ推進委員は小学校区に配置されていますと、コミュニティ健康運動パートナーというのはある講座を受けられた方がパートナーに認定されていくということで、この図の中の横のつながりは今後展開というお考えでしょうか。スポーツ推進委員の縦軸と、それからコミュニティ健康運動パートナーの縦軸の2本柱のようなイメージがあるので、そこを、せっかく認定された方がスポーツ推進委員の活動のほうに相互にしたほうが地域のスポーツ振興という形では利用者としても見やすいところがあるのかなということで、そのあたりはどのようにお考えですか。
- 岡田生涯学習部長：このあたりは確かに重要なところでして、横の連携っていうのを今からしていけないといけないと思っているんですけども、これを今実際に小学校部会のスポーツ推進委員さんの地域での展開も、コミュニティ健康運動パートナーさんの健康運動パートナーとなった後での地域活動っていうのもどちらもまだあまり強く行われてないんです。これをしていくために、今の概要版を見ますと12ページになるんですけども、12ページの⑫番のところにありますように、今までは市がある程度そこを進めていきましょうねってやったときに、スポーツ推進委員さんが市の指導の範囲よりも外で、どちらかという自分たちの、民間のそういった自主的な活動の中で地域と連携して進めていっている状態なので、市のほうが、委員おっしゃいますように、戦略的に進めていくためにはスポーツ推進委員とコミュニティ健康運動パートナーがよく連携をして、この地域にはこんなスポーツを進めていこうっていうように戦略的に進めていけないといけない。それをコーディネートする職員というのが今いないので、事業団でそういう職員を雇用して継続的に取り組んでいこうというような計画になりますので、事業団の採用によってここは今からという具合に考えております。
- 西村委員：ありがとうございます。
- 市場教育長：ほかにありませんか。

なければ、若干の意見がありますけれども、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

それでは、提案のとおり決定いたします。

報告第15号 令和5年第1回東広島市議会定例会について

報告第16号 令和5年度予算特別委員会について

- 市場教育長：それでは、報告事項に移ります。

報告第15号令和5年第1回東広島市議会定例会について及び報告第16号令和5年度予算特別委員会について、事務局からの説明は割愛させていただきますけども、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

よろしいでしょうか。

報告第17号 G I G Aスクール推進に係る本年度の取組みと結果及び来年度の主な取組み
について

- 市場教育長：次に、報告第17号G I G Aスクール推進に係る本年度の取組みと結果及び来年度の主な取組みについて説明をお願いいたします。
- 沖教育総務課情報教育推進室長：では、報告第17号についてご説明をいたします。
資料27ページをご覧ください。

表の上の本年度の取組としてお示ししている4点のうち、2月に報告をさせていただきました2番を除いた残り3点の取組の成果についてご説明をいたします。

取組の内容、実績につきましては紙面のほうでご確認をいただけたらと思います。

まず、I C Tを活用した授業力の向上についてでございます。

令和4年度学校教育レベルアッププランアンケートにおいて、授業でI C T機器をほぼ毎日あるいは週3回以上使用したと回答した割合が小学校5、6年生で70.2%、中学生は69.8%で、前年度と比較しますと小学校は9.6%、中学校は18.4%増えていることから、I C Tを活用して授業をする力は高まっていると捉えております。しかし、その下に示しております具体的な学習場面、とりわけ自分の考えたことをまとめ発表する場面や友達と意見を交換する場面での活用頻度は低いことから、そのような場面での効果的な活用方法を探り、今後広めていく必要があると考えております。

また、管理職を対象として実施した端末利活用等の実態調査において、1人1台端末を利活用することによって授業等で何が変化したかと聞いた項目では、学習意欲の向上や、より多くの児童・生徒の積極的な授業への参加、自分のペースや学習方法での学ぶ力の向上等で肯定的回答の値が高くなっております。このことから、子供の学習に向かう姿勢でありますとか、個別最適な学びのうち指導の個別化の点で効果が上がっていると捉えております。

次に、G I G Aスクール構想を支える環境整備についてでございます。

1点目のネットワーク環境につきましては、ネットワーク回線及び無線アクセスポイントの増設、増強を行いまして、学校で同時時間帯にインターネットに接続をして利用できる児童・生徒の割合が59.2%となっております。これにより、例えば5学級160人が同時にスプレッドシートを使って学習をしたり、遠隔授業において8校16学級399名が不具合なく参加したりする学習等が可能となっております。

2、3点目のポータルサイトにつきましては、デジタル教科書や各種アプリ、ソフト、授業や研修で活用できる資料等にボタン一つでつながる、そういう機能を持たせたり、アプリ、ソフトの使用方法を解説した動画コンテンツやI C Tを効果的に活用した授業実践の動画コンテンツ等を登録したりするなどして内容の充実を図ってまいりました。現場の先生からは、授業でいつも使っていますという声を伺うこともあり、先生方の教材研究や授業づくりの一助になっていると感じているところです。

4点目の広報紙につきましては、ICT活用に係る好事例やICT活用の進捗状況、市教委の方針等を掲載し、週1回のペースで年間50回配信をいたしました。学校からは、教員全員で読み合わせをしているとか、GIGAスクール推進教員が配信された広報紙の内容に係る情報を書き加えて職員に配付をしているとか、書いている内容を読んで校内研修をしていますといった声をいただいております。

最後に、校内推進体制の確立につきましては、管理職を対象に実施した情報化担当教員の機能化に係るアンケートの肯定的評価が89.2%となっており、ほとんどの学校でGIGAスクールを担当している教員が有効に機能し、学校全体の情報化を進めているという結果となっております。

続きまして、来年度の主な取組について説明をいたします。

まず、学習eポータルとAI技術を用いたデジタルドリルの選定につきましては、現在の課題として、学習ログの活用は難しく、分析等に時間がかかるので、有効に活用されていないという現状がございます。そこで、学習eポータルとAI技術を用いたデジタルドリル等を連携させて効率的に個々の学習教育を活用できるシステムを構築し、それを学校で使っていただきながら機能改善を図り、児童・生徒一人一人が自分の学習進度や学習到達度等に応じて自ら学びを進める学習マインドをする計画としております。

次に、遠隔教育の充実につきましては、今年度の遠隔授業の対象校が小学校のみであったことから、来年度は対象校種を中学校まで広げるとともに、内容も小規模校連携、海外の学校との交流、専門家による質の高い授業、オンライン社会見学のメニュー開発等により充実を図る計画としています。

次に、ラーニングルームにつきましては、パイロット校5校に大型プロジェクターやスクリーン、プロジェクター付ホワイトボード、移動が容易な椅子、テーブル等を整備いたしまして、遠隔教育や異学年交流等、多様な学習が素早く展開できる教室を整備する計画としております。

最後に、授業支援を行うICT支援員の配置についてでございます。

現在のICT支援員は、ICT環境や機器整備が主な支援内容となっているという現状がございます。そこで、ICT機器活用に詳しく指導経験が豊富で、授業づくりに対する指導、支援ができる小学校及び中学校出身の退職教員を各1名、計2名配置し、市内小・中学校を巡回しながらICT機器を効果的に活用した授業づくりに関わる支援を行ってまいります。

報告第17号の説明については以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○ 市場教育長：ありがとうございました。

ただいまの報告についてご意見、ご質問があればお願いいたします。

○ 坂越委員：来年度、推進室が教育総務課から指導課に変わるようですし、ますます充実させていただきたいと思います。

今日ご報告いただいた状況で、先生のほうとしては調べ学習では使いやすいけれ

ど、それをもとに意見交換したりネットワーク化したりというところはもう少しのようです。このあたりをやってほしいということが一つです。

それから、今日は2番目の児童・生徒のところはカットされましたけれども、先生方の意識と今度は子供たちの、小・中学生がこれを使うことによってどういうふうに変ったかとかこの辺の、広大の草原さんたちとの大学プログラムで子供たちが生き生きやっているというのは分かるのですが、授業の参加率とかああいうところの結果というのもまた見えてくるようなものがあればよいと思いました。

- 市場教育長：そのほかいかがでしょうか。
- 島本委員：前回でしたか、三ツ城小の児童が最優秀賞に入っていましたね。
- 沖教育総務課情報教育推進室長：あれは、「自分が本を選ぶのに苦労している」「同じような本ばかり読んでいる」「どんな本がいいのか分からない」ということが出発点となっていて、それを解決するために、いろんな本探しのコンセプトというか概念的なものを、ぽんぽんぽんとキーワードを入れていったらそれにぴったりの本が出てきて、お薦めな本が並ぶというような、そういうものを作っています。それが大変評価されて、最優秀賞という結果になっています。
- 島本委員：インタビューから、なかなか先生たちが教育機器についていけないという課題があります。子供のほうがどんどん活用しているのはすごく励みになると思います。ぜひアザレア賞などにノミネートして子供の活躍を評価してあげたらいいなと思います。

それから、大型プロジェクターとかスクリーンとか、機器をどんどん配備されるのは良いことだと思われそうですが、教室にゆとりがある学校でないとなかなか難しいのではと思います。それでなくても、中学校の教室はすごく狭いですよね。環境整備等はどうお考えでしょうか。

- 武上学校教育部次長兼教育総務課長：基本的には、パソコン教室をそういった部屋に改修したいと思っています。余裕教室がある学校はそこを優先的にするんですが、1人1台のパソコンが配付されましたのでパソコン教室の活用なんかも課題ではあるんですけど、まずはそこを改修していきたいと思っています。
- 市場教育長：ほかにはよろしいですか。
- 渡部教育長職務代理者：それは素晴らしいことで、大いに進めていただきたいと思います。新しいプロジェクトなどありますが、色々と検討した結果できない時にはできない理由をまた言っていただければと思います。

報告第18号 令和5年度子供の読書活動優秀実践図書館に対する文部科学大臣表彰について

- 市場教育長：次に、報告第18号令和5年度子供の読書活動優秀実践図書館に対する文部科学大臣表彰について説明をお願いいたします。
- 細谷生涯学習部次長兼生涯学習課長：28ページをお願いいたします。
子供の読書活動の推進に資するため優れた取組を行っている学校、図書館及び団

体、個人を対象とした文部科学大臣表彰について、項番2のとおり、東広島市立安芸津図書館が表彰されることが決定いたしましたので、ご報告させていただきます。

安芸津図書館は、日頃から子供たちへの読書活動推進につながることを目的として、読書の場の提供や各種団体との連携を常に心がけ、庁内の保育所や学校とは出張おはなし会の開催や生徒制作の絵画の展示、ボランティア団体とおはなし会を約50年続けてきております。また、子供たちが郷土を理解しやすくできるよう、安芸津町が万葉の里と呼ばれることについて資料を作成し、デジタルアーカイブに登載するなどの活動が認められたものでございます。

項番3(2)のとおり、令和5年4月23日に表彰式が実施されます。

報告は以上でございます。

○ 市場教育長：ありがとうございました。

ただいまの報告について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

報告第19号 西条の酒造施設群の史跡指定申請について

○ 市場教育長：次に、報告第19号西条の酒造施設群の史跡指定申請について説明をお願いいたします。

○ 石井文化課長：資料は報告資料の29ページでございます。

項番1、本件は、昨年7月の定例会で西条の酒造施設群の史跡申請を行っていくことを報告したところでございますが、その後、市文化財保護審議会史跡部会による調査及び審議会本会議での審議を経まして、項番2に記載していますとおり、文化財的価値が非常に高いとの評価をいただきましたので、その意見を付しまして予定どおり文化庁に史跡指定の意見具申、いわゆる申請を行うこととなりましたので、報告するものでございます。

項番3は、今後のスケジュールでございます。

今月末もしくは4月初旬に本市から文化庁に意見具申を行いまして、国のほうで文化審議会の分科会での調査、検討の後、6月もしくは12月に国の文化審議会で史跡指定の答申を受けることができるであろうという見込みでございます。

報告は以上でございます。

○ 市場教育長：ありがとうございました。

ただいまの報告について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

その他ア 訴訟上の和解の成立について

その他イ 令和4年度末県費負担教職員辞・退職者辞令交付式及び令和5年度県費負担教職員辞令交付式について

その他ウ 東広島の黎明展・コレクション展第1期の開催について

その他エ 次回教育委員会定例会の日程について

その他オ スクールバス車内への児童の置き去りについて

- 市場教育長：それでは、その他に移りたいと思います。
委員の皆様からございますでしょうか。
よろしいですか。
それでは、次回教育委員会定例会の日程について説明をお願いいたします。
- 武上学校教育部次長兼教育総務課長：次回４月の委員会は、27日木曜日15時から、本館の303会議室でお願いしたいと思います。次々回５月につきましては、25日木曜日15時から、会議室はこの場所、201を予定しております。
- 市場教育長：ありがとうございました。
それでは、次回は、４月27日木曜日の15時から、本館の303号室で決定いたします。
次々回の５月は第４木曜日25日をご提案いたしましたが、委員の皆様のご都合はいかがでしょうか。
よろしいでしょうか。
それでは、よろしくをお願いいたします。
その他、事務局からありますか。
- 江口学校教育部長：先ほどの日程の件ですけれども、第４木曜日の午後で調整させていただいておりますが、皆様のご意向、都合も変わってくる可能性もございますので、もう一度今後の最適な日をお尋ねする機会をつくらせていただきたいと思います。またこれは事務局のほうから個別に連絡をさせていただきます。よろしくお願いいたします。
- 市場教育長：その他、委員の皆様からございますか。
以上で本日の議題は全て終了いたしました。
それでは、以上で会議を閉会いたします。
傍聴人の方は退室してください。
皆様、ご協力ありがとうございました。

閉会 午後５時20分